

令和2年度入学者に対する入学料未納による除籍の取扱いに関する申合せ

制定理由

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、入学料を納付することができない学生に対する経済支援対策として、令和2年度入学料未納による除籍の取扱いに関し必要な事項を定めるため、この申合せを制定するものである。

令和2年6月26日制定
学 長 裁 定

入学料の納期については、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第18条第1項又は長崎大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第30条により、所定の期日までに納めなければならないと規定されており、当該期日までに納付しない場合は、学則第28条第1項第6号又は大学院学則第38条の規定により、所属教授会の議を経て、除籍することとしている。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済支援対策として、令和2年度入学者の入学料に関しては、令和3年3月31日までに納付する場合は除籍の処分は行わないこととする。

附 則

この申合せは、令和2年6月26日から施行する。